

医療費の未収金回収業務の委託について

当センターでは、一定期間を経過してもお支払いのない医療費の未収金について、適切にお支払いいただいている患者様との公平性の確保と病院経営の健全化を目的として、医療費未収金の回収業務を下記法律事務所へ委託することとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、長期間お支払いが滞っている方には下記法律事務所からお支払いのご案内をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 委託先

名 称：弁護士法人駿河台法律事務所

代表者：弁護士 中村 大悟

住 所：東京都千代田区神田小川町 2-3-3 神田小川町 SKY ビル 4F

2 委託開始日

令和3年4月1日